

IBM WebSphere Cast Iron Live

ご利用条件(以下「ToU」といいます。)は、本「IBM ご利用条件 – SaaS 特定オフリング条件」(以下「SaaS 特定オフリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 – 一般条件」(以下「一般条件」といいます。)という表題の文書で構成されています

(URL:<http://www.ibm.com/software/sla/slabd.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

「SaaS 特定オフリング条件」と「一般条件」の規定に矛盾がある場合、「SaaS 特定オフリング条件」が優先して適用されるものとします。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。

「ToU」には、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスペリエンスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オフリングのご契約条件」のうち該当する契約条件(以下「本契約」といいます。)が適用され、これらと「ToU」を合わせて完全な合意として成立します。

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オフリングは、これらの「SaaS 特定オフリング条件」の対象です。

Standard Edition

- IBM WebSphere Cast Iron Live Standard Edition with 2 Application Endpoints
- IBM WebSphere Cast Iron Live Standard Development Edition
- IBM WebSphere Cast Iron Live Standard Edition Application Endpoints
- IBM WebSphere Cast Iron Live Standard Edition Unrestricted Application Endpoints

Enterprise Edition

- IBM WebSphere Cast Iron Live Enterprise Edition with 2 Application Endpoints
- IBM WebSphere Cast Iron Live Enterprise Development Edition
- IBM WebSphere Cast Iron Live Enterprise Edition Application Endpoints
- IBM WebSphere Cast Iron Live Enterprise Edition Unrestricted Application Endpoints

2. 課金単位

「IBM SaaS」は、「取引文書」で規定された以下の課金単位のいずれかに従って販売されます。

- a. 「**インストール**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「IBM SaaS」にアクセスし、使用するために提供されるインフラストラクチャーのコピーまたはインスタンスごとに使用許諾を取得しなければならないものとします。
- b. 「**アプリケーション・インスタンス**」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「IBM SaaS」に接続された「アプリケーション」の「インスタンス」ごとに、「アプリケーション・インスタンス」の使用許諾が必要です。「アプリケーション」に複数のコンポーネントが含まれており、各コンポーネントが、別々の目的を果たす、別々のユーザー・ベースである、別々の接続を持っているなどといった場合には、かかる各コンポーネントは、個別の「アプリケーション」とみなされます。さらに、「アプリケーション」のテスト、開発、ステージング、および実稼働の各環境は、それぞれが「アプリケーション」の個別のインスタンスとみなされ、それぞれについて使用許諾を取得しなければならないものとします。1つの環境に含まれた「アプリケーション」の複数のインスタンスは、それぞれが「アプリケーション」の個別のインスタンスとみなされ、それぞれについて使用許諾を取得しなければならないものとします。お客様の「証書(PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」に接続された「アプリケーション・インスタンス」の数をカバーするのに十分な使用許諾を取得しなければならないものとします。

3. 料金および課金

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。

3.1 1か月に満たない期間の料金

「取引文書」に記載された1か月に満たない期間の料金は、按分にて算定される場合があります。

4. 期間および更新オプション

「IBM SaaS」の期間は、「PoE」に記述されるとおり、「IBM SaaS」へのお客様のアクセスについて、IBMがお客様に通知した日に開始します。「PoE」には、「IBM SaaS」が自動的に更新されるのか、継続使用ベースで続行されるのか、期間満了時に終了するのかが記載されます。

自動更新の場合には、お客様が期間満了日の少なくとも90日前までに書面により更新しないことを通知する場合を除き、「IBM SaaS」は、「PoE」に定める期間につき自動更新されます。

継続使用の場合は、「IBM SaaS」は、お客様が90日前までに書面により終了を通知するまで、月単位で継続利用することができます。「IBM SaaS」は、かかる90日の期間後の暦月末日まで引き続き利用できます。

5. テクニカル・サポート

「サブスクリプション期間」中およびIBMが「IBM SaaS」へのアクセスが利用可能になった旨をお客様に通知した後、「IBM SaaS」の「テクニカル・サポート」が電子メール、オンライン・フォーラム、およびオンライン問題報告システムを介して提供されます。IBMがかかる「テクニカル・サポート」の一環として提供する拡張、更新、およびその他資料は、「IBM SaaS」の一部とみなされ、本「ToU」が適用されるものとします。「テクニカル・サポート」は「IBM SaaS」に含まれ、個別のオフリングとして提供されるものではありません。

利用可能時間、電子メール・アドレス、オンライン問題報告システム、およびその他の「テクニカル・サポート」に関する伝達手段や伝達プロセスに関する詳しい情報は、IBM Software as a Service (SaaS) Support Handbookに記載されています。

重要度	重要度の定義	目標応答時間	対象応答時間
1	重大な事業影響/サービス・ダウン 事業上の重大な機能が作動不能である、または重要なインターフェースが機能しない状態。これは通常実稼働環境に適用され、サービスにアクセスできないことによって業務に重大な影響が生じることを示します。この状況は、即時に解決する必要があります。	1時間以内	1日24時間週7日
2	著しい事業影響 サービス事業機能またはサービスの機能が著しく制限されているか、お客様が事業の最終期限に間に合わない危険にさらされている状態。	2営業時間以内	月曜から金曜の営業時間
3	軽度の事業影響 サービスまたは機能を使用することができ、業務に重大な影響がないことを示す。	4営業時間以内	月曜から金曜の営業時間
4	最小の事業影響 問い合わせまたは非技術的な依頼。	1営業日以内	月曜から金曜の営業時間

6. 「IBM SaaS」 オファリングの追加条件

6.1 禁止コンポーネント

「本契約」のいかなる規定にもかかわらず、「IBM SaaS」を「Standard Edition」として指定した場合、お客様は「IBM SaaS」の次のコンポーネントまたは機能のいずれについても使用する権限を有しません。

- a. エンタープライズ・アプリケーション・エンドポイント
- b. テンプレート開発キット
- c. 管理 API

6.2 Cookie

お客様は、IBM が「IBM SaaS」の通常の運用およびサポートの一環として、トラッキングおよびその他の技術により、「IBM SaaS」の利用に関連してお客様(お客様の従業員および従契約者)から個人情報を収集することがあることを認識し、これに同意するものとします。IBM によるこのような情報収集は、ユーザー・エクスペリエンスの向上またはお客様との対話の調整を目的とし、「IBM SaaS」の有効性について使用統計および情報を収集するために行うものです。お客様は、IBM、その他の IBM グループ会社およびその従契約者が、営業活動を行う地域において、適用法に従い、IBM、その他の IBM グループ会社およびそれぞれの従契約者の範囲内で、収集した個人情報を以上の目的のために処理することができるよう、お客様が同意を取得すること、または取得済みであることを確認するものとします。IBM は、収集した個人情報へのアクセス、更新、修正または削除について、お客様の従業員および従契約者からの要求に従うものとします。

6.3 Derived Benefit Locations

該当する場合、お客様が「IBM SaaS」に関する利益を享受しているとお客様が特定する場所の税金が適用されます。IBM は、お客様が IBM に追加情報を提供する場合を除き、「IBM SaaS」の注文時に主要な Benefit Location として記載した事業所住所に基づいて税金を適用します。お客様は、当該情報を最新状態に保ち、変更があった場合には IBM に通知する責任を負うものとします。

別紙 A

1. 「IBM SaaS」の概要

IBM WebSphere Cast Iron Live は、マルチ・テナントのクラウド・ベース・プラットフォームで、クラウドとオンプレミス・アプリケーションを統合するツールおよびリソースを提供します。お客様は、サポートされているクラウドおよびオンプレミス・アプリケーションから選択することができます。

a. IBM WebSphere Cast Iron Live Standard Edition with 2 Application Endpoints

Standard Edition では、お客様は一定の共通アプリケーション統合 (クラウドおよびサポートされている標準オンプレミス・アプリケーションに対する接続性、データ同期およびデータ移行シナリオを含みます。) を設定、実行、管理することができます。Standard Edition には、2つのアプリケーションを接続するための機能があり、オプションとして追加のアプリケーション・エンドポイントを取得することができます。Application Endpoints は、追加的なアプリケーションを統合するための許可を追加します。Unrestricted Application Endpoints には、上限なしでアプリケーションを統合するための許可が含まれます。

b. IBM WebSphere Cast Iron Live Standard Development Edition

Development Edition は、非実稼動使用における完全な共有開発環境を提供し、開発環境でアプリケーションを統合するための上限なしの許可を含みます。

c. IBM WebSphere Cast Iron Live Enterprise Edition with 2 Application Endpoints

Enterprise Edition では、Standard Edition のすべての機能に加えて、次の高度な機能が含まれています。サポート対象のエンタープライズ・オンプレミス・アプリケーションの接続、ユーザー・インターフェース・マッシュアップの実施、データ品質機能の使用、再使用可能なテンプレートの開発、および管理アプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) を介してリモートからソリューションを管理、監視する機能。Enterprise Edition には、上記の Standard Edition に関する場合と同様のバリエーションが含まれています。

d. IBM WebSphere Cast Iron Live Enterprise Development Edition

Development Edition は、非実稼動使用における完全な共有開発環境を提供し、開発環境でアプリケーションを統合するための上限なしの許可を含みます。

本「IBM SaaS」には、「IBM SaaS」期間に「IBM SaaS」のお客様による使用に関連してのみ使用することのできる前提ソフトウェアが含まれます。

- Secure Connector は、「IBM SaaS」とファイアウォールの後に位置するエンドポイント間のデータ転送にセキュリティ対策を提供するオプションのコンポーネントです。
- Integration Studio は、ユーザーがオフラインで統合プロジェクトを設計、テストし、「IBM SaaS」にこれを公開することを可能にするオプションのコンポーネントです。

1.2 オプション機能

アプリケーション・エンドポイントは、追加アプリケーションを統合し、何百ものクラウドおよびオンプレミス・アプリケーションから選択できる機能を追加します。お客様が実稼動で2つ以上のアプリケーション・エンドポイントに接続したい場合、以下を取得することができます。

個別のエンドポイント

- IBM WebSphere Cast Iron Live Standard Edition Application Endpoints
- IBM WebSphere Cast Iron Live Enterprise Edition Application Endpoints

無制限のエンドポイント

- IBM WebSphere Cast Iron Live Standard Edition Unrestricted Application Endpoints
- IBM WebSphere Cast Iron Live Enterprise Edition Unrestricted Application Endpoints

別紙 B

IBM は、「IBM SaaS」に関して、以下の可用性サービス・レベル・アグリーメント (以下「SLA」といいます。) を提供し、お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」で指定される場合には、この SLA が適用されます。

開始時またはお客様の「サブスクリプション期間」の更新時における最新版の本 SLA の条件が、適用されます。お客様は、SLA が、お客様に対し何ら保証するものでないことを理解します。

1. 定義

- a. **「可用性クレジット」** - IBM が検証した「請求」に対して提供する救済措置をいいます。「可用性クレジット」は、返金または「IBM SaaS」のサブスクリプション料金の将来の請求額から割り引く形で適用されます。
- b. **「請求」** - お客様が IBM に対して提出する、「契約月」中に SLA が満たされていない旨の請求をいいます。
- c. **「契約月」** - その月の初日の午前 12 時 (米国東部標準時) から当該月の末日の午後 11 時 59 分 (米国東部標準時) までを基準とする「IBM SaaS」期間における各 1 か月をいいます。
- d. **「ダウン時間」** - 「IBM SaaS」を処理する実稼働システムが停止し、許諾を得ているお客様のユーザーが、あらゆる点で「IBM SaaS」を利用できなくなる期間をいいます。「ダウン時間」には、「IBM SaaS」が以下のいずれかに起因して利用できなくなった場合の期間は含まれません。
 - 保守のための定期的な停止または発表された停止。
 - IBM の管理の及ばない事象または原因 (例: 自然災害、インターネット障害、緊急保守等)。
 - お客様または第三者のアプリケーション、機器、またはデータの不具合。
 - 「IBM SaaS」にアクセスするための所要のシステム構成およびサポートされているプラットフォームをお客様が満たさない場合。
 - IBM が、お客様またはお客様に代わる第三者が IBM に提供する設計、仕様、または指示に従った場合。
- e. **「事象」** - SLA が満たされない原因となる状況または一連の状況をいいます。

2. 可用性クレジット

- a. 「請求」を提出するためには、お客様は、「事象」ごとに、かかる「事象」がお客様による「IBM SaaS」の利用に影響を与えたことをお客様が最初に知り得たときから 24 時間以内に、IBM テクニカル・サポート・ヘルプデスクに対して重要度 1 のサポート・チケットを記録しなければなりません。お客様は「事象」に関するすべての必要な情報を提供し、「事象」の分析および解決のために IBM を合理的に支援しなければならないものとします。
- b. お客様は、「可用性クレジット」に対する「請求」を、「請求」が生じた「契約月」の末日から 3 営業日以内に提出しなければなりません。
- c. 「可用性クレジット」は、「ダウン時間」が最初に影響を与えたことがお客様により報告された時点から測定されるダウン時間に基づいて決定されます。IBM は、有効な各「請求」に対して、適用可能なもっとも高い「可用性クレジット」を、下表のとおり、各「契約月」において達成したサービス・レベルに基づいて適用します。同「契約月」中における同「事象」に対する「可用性クレジット」は、重複して適用されません。
- d. 「一括サービス」(個別の「IBM SaaS」を組み合わせるパッケージとし、単一料金で販売しているもの) に対する「可用性クレジット」は、「一括サービス」に対する合計の単一月額料金に基づいて計算されるものとし、各個別「IBM SaaS」に対する月額サブスクリプション料金には基づかないものとします。お客様は、すべての「契約月」において、一括で、1 つの個別の「IBM SaaS」に関する「請求」のみ提出することができます。また、IBM は、すべての「契約月」において、一括で、2 つ以上の「IBM SaaS」に対する「可用性クレジット」に関する責任を負いません。

- e. お客様が、IBM の認定リセラーからの再販売取引によって「IBM SaaS」を取得した場合で、IBM が「IBM SaaS」および SLA のコミットメントを履行する一義的な責任を負う場合、「可用性クレジット」は、「請求」の対象となる「契約月」において有効な「IBM SaaS」に対するその当時の「レベル別推奨数量割引料金」(以下「RSVP」といいます。)に基づいて計算され、そこから、50% 割引した額となります。
- f. すべての「契約月」に支払われた「可用性クレジット」の合計額は、いかなる状況においても、お客様が「IBM SaaS」に対して IBM に支払った年額料金の 1/12 の 75% を超えないものとします。

3. サービス・レベル

「契約月」における「IBM SaaS」の可用性は次のとおりです。

「契約月」における可用性	可用性クレジット (「請求」の対象である「契約月」における 月額サブスクリプション料金のパーセント)
<99.5%	10%
<99.0%	50%
< 95.0%	75%

「可用性」は、以下のとおり算出されます。(a)「契約月」における分単位の総時間数から、(b)「契約月」における「ダウン時間」の分単位の総時間数を差し引き、その値を (c)「契約月」における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

例:「契約月」における「ダウン時間」が 50 分である場合

30 日の「契約月」における合計 43,200 分 - 「ダウン時間」 50 分 = 43,150 分 <hr style="width: 50%; margin: 0 auto;"/> 合計 43,200 分	= 「契約月」における 98.8% の「達成したサービス・レベル」につき 50% の「可用性クレジット」
--	--

4. 除外事項

本 SLA は、IBM のお客様に限り、適用されます。本 SLA は、以下の場合には適用されません。

- ベータ版および評価版のサービス。
- 非実稼働環境 (テスト、災害復旧、品質保証、または開発用環境を含みますが、これらに限られません)。
- 「IBM SaaS」におけるお客様のユーザー、ゲスト、参加者、および許可された招待者による「請求」。